

都市型軽費老人ホームの概要

- 急速な高齢化や核家族化の進展に伴い、**高齢者単独世帯が急激に増加**。
- こうした高齢者のうち介護度の軽い者や低所得者に対する受け皿としては軽費老人ホームがあるが、**都市部においては地価等の影響により居住費を含む利用料が高額のため利用しにくく、住み慣れた地域での居住を諦めざるを得ない状況**。
- このため、**都市部を中心とした地域において、居室面積や職員配置基準の特例を設け、利用料の低廉化を図るとともに、見守り機能等を備えた都市型軽費老人ホームを整備し、居住対策を促進**。

- **根拠法令**（老人福祉法第20条の6）
軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。
- **対象者**
身体機能の低下により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者
- **主な施設概要**

基準内容	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
整備地域	全国	既成市街地等の都市部
	※ 既成市街地等では、軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホームいずれも整備が可能	
定員	基準無し	20人以下（5人以上）
設備基準	○居室（21.6㎡以上） ・原則個室（2人も可） ・洗面所、便所、収納設備、調理設備を設置	①居室（7.43㎡以上） ・原則個室 ・居室内設備に関する規定なし ②食堂等の共用部分に調理設備
	※都市型軽費老人ホームには、娯楽室又は集会室等の設置義務が無く、食堂、浴室、便所、面談室、洗濯室、宿直室等の設備は軽費老人ホームの規定を準用する。	

- **作業状況（施行予定日 平成22年4月1日）**
3月7日パブリックコメント募集終了。現在法令審査中。